

事 務 連 絡

平成31年3月8日

各務原市内介護サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

平成30年度各務原市集団指導講習会の内容に関する質問への回答について

平素より各務原市介護行政にご理解ご協力頂き誠にありがとうございます。

この度は平成30年度各務原市集団指導講習会にご参加頂き誠にありがとうございました。その際の内容に関して幾つか質問を頂きましたので、下記のとおり回答いたします。

記

【質問1】 退院退所加算の算定要件について

退院退所加算のカンファレンスに居宅介護支援事業所、在宅療養担当医療機関、訪問看護ステーションの3主体から参加者を募った場合、訪問看護サービスが医療保険適用でも退院退所加算は算定可能か。介護保険適用の訪問介護でなければならないか。

(例) がん末期の退院カンファレンスにて、退院後医療保険適用の①訪問診療と②訪問看護を利用する為、①より医師、②より正看が出席。その他利用する介護サービス事業所も出席した場合。

《回答1》カンファレンスに出席した介護支援専門員が、カンファレンスで得られた情報を元に、退院される方の介護保険サービスのケアプランを作成するのであれば、訪問看護が介護保険の適用かどうかにかかわらず算定可能です。

【質問2】 退院退所加算の算定要件について

訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士とあるが、看護師等の等にはだれが含まれるのか。

《回答2》准看護師を除く訪問看護ステーションの看護職員を指し、この場合保健師を含みます。

【質問3】 退院退所加算の返還について

事業所で複数の要件を満たしていない加算請求が発覚したが、どのように処理すればいいか。カンファレンスの定義を満たしていないが面談は行っており、加算がまったく取れないのではなく、過大請求している。

(例) 退院退所加算Ⅱ750単位を加算していたが、実はカンファレンスの要件を満たしていなかった。しかし面談による聞き取りは行っていたので、退院退所加算Ⅱ600単位の加算要件は満たしている。

《回答3》正しい加算額になるように過誤調整をかけてください。

※ 注意事項 ※

退院退所加算を算定している居宅介護支援事業所については、実地指導の際に算定要件の遵守状況について確認します。必要に応じて過誤調整をかけていただくようお願いいたします。

過誤調整の書類に関するお問い合わせ先

介護保険課 介護保険係 電話：058-383-1778 (直通)
FAX：058-383-6365 [代表]
メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	担当	大丸
電 話	058-383-2067 (直通)	
FAX	058-383-6365 [代表]	
メール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp	